

当初

変更

工事執行機関 只見線管理事務所

入札（見積）執行調書

入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和8年6月29日
工事番号	26-16180-0001	工 事 名	只見線第五只見川橋りょう塗装工事	着工	令和8年7月10日
入札執行年月日	令和8年6月24日	発注種別		完成	令和9年3月31日
審 議 番 号	公所		本庁		
路線・河川名	JR只見線			予 定 価 格	206,569,000
工事箇所 自	大沼郡金山町本名地内（第五只見川橋りょう）			最低制限価格	—
至				調査基準価格	—
工 事 概 要	只見線第五只見川橋りょう塗装工事一式			（予定価格に占める 法定福利費概算額）	—

業 者 コ ー ド 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落札額（契約額）
100000342 株式会社J-BISメンテナンス 東北支店	(1) 187,790,000 (3)	(2) (4)	206,569,000
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

本工事は、只見線第五只見川橋りょうの塗装工事であり、営業線建築限界内での作業となることから、鉄道営業法及び関係法令に準じて保安体制、連絡体制、作業方法等の厳しい制約を受けるため、営業線建築限界内での業務に精通し、且つ関係規程を熟知していることが求められる。また、只見線はJR東日本による運行となることから、JR東日本が認定した有資格者※の配置や、運転保安関係手続き及び各種業務システム（設備管理システム、競合調整把握システム、見張りダイヤシステム）を導入して工事を行う必要がある。

(株)J-BISメンテナンス東北支店は、鉄道橋の塗装工事に精通し、なお且つJR東日本が認定した有資格者※の配置や、運転保安関係手続き及び各種業務システムを導入しており、保安体制、連絡体制の構築及び本工事が施工可能な唯一の会社である。

このことから、福島県財務規則施行通達第269条関係1(2)「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが不相当であるとき」に該当するとして、単独随意契約とした。

変更契約年月日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変更後の契約金額	
変更契約をする理由	
☐ 1 現場精査による数量増（減）	
☐ 2 （ ）工事追加による増額	
☐ 3 その他（ ）	